

令和8年度幡多クリーンセンター管理棟及びリサイクル棟
照明器具 LED 更新工事仕様書

幡多広域市町村圏事務組合

令和8年度幡多クリーンセンター
管理棟及びリサイクル棟照明器具 LED 更新工事

1. 工事名

令和8年度幡多クリーンセンター管理棟及びリサイクル棟照明器具 LED 更新工事

2. 履行場所

高知県四万十市上ノ土居 1544 番地 幡多クリーンセンター構内

3. 履行期間

令和8年6月1日 ~ 令和9年2月5日迄

4. 工事内容

別紙、「金抜設計図書」及び「参考図面①~④」を参照のこと。

5. 工事等留意事項

- ① 工事の対象範囲は、外灯、リサイクル棟1階及び2階の照明器具ならびに誘導灯器具、管理棟1階及び2階の照明器具ならびに誘導灯器具をLED器具へ更新すること。
- ② 撤去した照明器具等の処分費は、見積もり内に含めること。
- ③ 工事に際し、車両の駐車場や資機材置場の仮置きスペース、作業員の休憩場所、トイレについては貸し出す。
- ④ 工事の実施にあたっては、建業法等関係法令を遵守すること。
- ⑤ 対象となる建設業の許可区分は、電気工事の許可を取得していること。
- ⑥ 配線の接続等本工事を行う場合の必要資格については、電気工事士が行うものとする。
- ⑦ 工事は営業していない土日で実施するものとし、週をまたがって行うことも可能。
※資材等搬入及び後片付けなど施工を伴わない作業は通常営業日でも可能とする。
- ⑧ その他、施工等に必要な留意事項があれば見積書特記事項に記載すること。
- ⑨ 見積作成にあたり、現場確認や現場説明を必要とする場合は、現場確認依頼書の提出及び、当組合事務局に事前の連絡を入れること。